

新型インフルエンザ対策検疫措置訓練

1 目的

新型インフルエンザは、感染力が極めて高いと想定されていることから、国家の危機管理上重大な課題であるとの認識の下、その対策に総力を挙げて取り組んできたところである。

わが国の水際対策の現場となる検疫所においては、発生当初の段階で新型インフルエンザの国内侵入を防止し、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各種の対策を実施するものである。

具体的な対策を実施する検疫所には、組織、地域の実情を考慮したマニュアルや役割分担を事前に定め、新型インフルエンザが発生した場合に混乱することなく的確な対策を迅速に実施するために事前の準備と訓練を早急に進めることが強く求められている。

そこで、今回、那覇港に入港予定の船舶（貨物船）から新型インフルエンザ疑い患者が発生したという通報を想定し、関係機関等への通報、疑い患者の問診・診察・搬送、検体採取、検体の受け渡し、搬送車両・車椅子の消毒、防護服の脱衣の訓練を行い、実施手順・検疫対応の検証、課題点の抽出、関係機関等との情報の共有を通じて連携強化を図り、今後の新型インフルエンザ対策に万全を期すことを目的として訓練を行った。

2 訓練実施日時及び場所

- (1) 日時：平成24年2月10日(金)14時30分～16時00分
- (2) 場所：社団法人沖縄県トラック協会 研修室5階・1階駐車場
- (3) 使用機材：患者搬送車、DIFフード

3 訓練内容

船舶代理店を介して、那覇港に入港予定の船舶（貨物船）からの事前通報で新型インフルエンザを疑われる患者が発生しているとの連絡を受け、入港後に検疫措置を実施する場合を想定し、対策本部から関係機関等への通報、疑い患者の問診・診察・搬送、検体採取、検体の受け渡し、搬送車両・車椅子の消毒、防護服の脱衣までを以下の事項（場面）に沿って実施した。

- (1) 2月10日9時30分、関係機関へ情報提供
(FAXにて、関係第一報 那覇検疫所事務室)
- (2) 仮想船内：5階研修室（検疫措置実施）
- (3) 1階駐車場（疑い患者の収容及び消毒）
- (4) 5階研修室（防護服の脱衣）

I 検疫対応班

- ①検疫調査班：検疫官A、検疫官B
- ②医療搬送班：医師、看護師、車庫長
- ③検体輸送班：検疫官C
- ④消毒班：検疫官D、E、F

(1) 【場面1】：対策本部及び関係機関との連携

- 2月10日09時30分、関係機関へFAXにて第一報の情報提供を実施。（那覇検疫所事務室 検疫官D・B）
(FAX送信後、FAX送信票にて回答を依頼)
- 通報訓練参加機関（情報提供）
※（船舶の措置訓練のため那覇港関係機関を対象に実施）

- (1) 沖縄総合事務局開発建設部
- (2) 福岡入国管理局那覇支局
- (3) 沖縄地区税関
- (4) 那覇植物防疫事務所
- (5) 動物検疫所沖縄支所
- (6) 第十一管区海上保安本部
- (7) 沖縄県 土木建築部 港湾課
- (8) 沖縄県 福祉保健部 健康増進課
- (9) 沖縄県中央保健所 健康増進班
- (10) 沖縄県中部福祉保健所 健康増進班
- (11) 沖縄県南部福祉保健所 健康増進班
- (12) 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター感染症担当医
- (13) 沖縄県立中部病院 感染症内科
- (14) 沖縄県警察本部 警備部 警備第二課
- (15) 那覇市消防本部 救急課
- (16) 沖縄市消防本部 警防課

- (17) うるま市消防本部 警防課
- (18) 金武地区消防衛生組合 警防課
- (19) 東部消防組合消防本部 警防課
- (20) 那覇港管理組合 総務部 業務課
- (21) 那覇水先区水先人会
- (22) 株式会社 那覇タグサービス 業務課
- (23) (有) 沖縄シブスエージェンシー
- (24) (有) 陸通

合計 24 機関

(2) 【場面 2】 訓練開始宣言後、対策本部へ検疫措置開始の報告

- 仮想船内（検疫第一報 携帯電話）

検疫調査班（検疫官 A）

(3) 【場面 2】：有症者への対応（仮想：船内）

- 医療搬送班、検疫調査班、検体輸送班による有症者への対応

医療搬送班（医師、看護師）

検疫調査班（検疫官 A、B）

検体輸送班（検疫官 C）

消 毒 班（検疫官 D）

疑い患者の問診・診察、体温の確認、疑い患者の確定、検体採取・
検体梱包、疑い患者の搬送準備・搬送、検体の輸送準備・受け渡し

- ・ 医師は有症者の問診・診察を行う。
- ・ 看護師は、有症者の手指消毒及び体温測定を行い、結果を医師へ伝える。
- ・ 医師は診察の結果、疑い患者と判断し、看護師から検疫官 A へ連絡し、対策本部長から指示を仰ぐよう伝える。
- ・ 看護師は医師から伝えられた内容を、検疫官 A へ連絡する。
- ・ 検疫官 A は、対策本部長へ連絡し指示を仰ぐ。

（検疫第二報 携帯電話）

- ・ 対策本部長は、疑い患者の隔離措置を決定し、検疫官 A に船内での検体採取及び患者の搬送準備を指示する。

（対策本部指示 1 携帯電話）

- ・ 検疫官 A は、対策本部指示 1 の事項（検体の採取と搬送準備）を看護師へ伝える。
- ・ 看護師は医師へ、対策本部指示 1（検体の採取と搬送準備）について伝える。
- ・ 医師は、疑い患者に検体の採取及び隔離措置（検査、病院搬送）の説明と同意を得る。
- ・ 看護師は、検体採取の準備を行う。
- ・ 医師は、疑い患者から検体を採取する。
- ・ 看護師は、検体の梱包、輸送の準備を行う。
- ・ 看護師は、検体箱を消毒し検疫官 B に検体を引き渡す。
- ・ 検疫官 B は、検体箱を検疫官 C へ引き渡す。
- ・ 検疫官 C は、対策本部へ検体輸送の開始を報告する。

（検疫第三報）

- ・ 看護師は、検体を渡した後、感染物をバイオハザードの袋に入れる。
- ・ 看護師は、疑い患者へサージカルガウン、D I F フード、手袋を着用させ搬送の準備を行う。
- ・ 対策本部は検疫官 A へ、疑い患者の受け入れ準備完了にともない搬送の開始を指示する。

（対策本部指示 2 携帯電話）

- ・ 検疫官 A は、対策本部指示 2 の事項（疑い患者の受け入れ準備完了）を看護師へ伝える。
- ・ 検疫官 A より、対策本部指示 2 の事項（疑い患者の受け入れ準備完了）を受けた後、医師、看護師、検疫官 B は、疑い患者の搬送を行う。
- ・ 医師、看護師、検疫官 B、車庫長は、疑い患者を搬送車へ収容し、車庫長の運転にて搬送する。
- ・ 検疫官 B は、搬送開始を対策本部へ報告する。

（検疫第四報）

(4) 【場面3】：搬送車両及び車椅子の消毒（1階駐車場）

- ・ 検疫官Dより、対策本部へ消毒開始を報告する。
（検疫第五報）
- ・ 検疫官D・E・Fにて搬送車両及び車椅子の消毒を行う。
- ・ 検疫官Dより、対策本部へ消毒終了を報告する。
（検疫第六報）

(5) 【場面4】：防護服の脱衣（5階研修室）

- ・ 検疫官Dは、検疫官Eの介助により防護服の脱衣を行う。

(6) 【場面5】：対策本部へ検疫措置終了の報告（5階研修室）

- ・ 検疫官Aは、防護服脱衣終了後、対策本部へ検疫措置終了の報告を行う。（検疫第七報）

II 対策本部（対策本部長：所長 連絡調整：次長）

(1) 【場面1】

- ・ 検疫官D・B関係機関へ有症者発生の情報提供を行う。
（関係第一報）

(2) 【場面2】

- ・ 検疫官Aより、検疫措置開始の報告を受ける。
（検疫第一報受理 携帯電話）
- ・ 検疫官Aより、新型インフルエンザ疑い患者の定義に合致するため指示について報告を受け、対策本部長より、疑い患者の搬送準備、検体の採取を検疫官Aに指示する。
（検疫第二報受理 対策本部指示1 携帯電話）
- ・ 検疫官Cより、検体輸送開始の報告を受ける。
（検疫第三報受理 携帯電話）
- ・ 対策本部より、検疫官Aへ疑い患者の受入準備完了及び搬送開始を指示する。（対策本部指示2 携帯電話）
- ・ 検疫官Bより、疑い患者の搬送開始の報告を受ける。
（検疫第四報受理 携帯電話）

(3) 【場面3】

- ・ 検疫官Dより、搬送車両等の消毒開始の報告を受ける。
(検疫第五報受理 携帯電話)
- ・ 検疫官Dより、搬送車両等の消毒開始終了の報告を受ける。
(検疫第六報受理 携帯電話)

(4) 【場面5】

- ・ 検疫官Aより、検疫措置終了の報告を受ける。
(検疫第七報受理 携帯電話)
- ・ 対策本部長 訓練終了宣言。

4 訓練参加機関

- (1) 沖縄総合事務局
- (2) 福岡入国管理局那覇支局
- (3) 沖縄地区税関
- (4) 那覇植物防疫事務所
- (5) 動物検疫所沖縄支所
- (6) 大阪航空局那覇空港事務所
- (7) 海上自衛隊 第5航空群司令部
- (8) 第十一管区海上保安本部
- (9) 航空自衛隊 南西航空混成団司令部
- (10) 沖縄県 土木建築部 港湾課
- (11) 沖縄県 福祉保健部 健康増進課
- (12) 沖縄県中央保健所
- (13) 沖縄県南部福祉保健所
- (14) 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター
- (15) 沖縄県警察本部 警備部 警備第二課
- (16) 那覇市消防本部
- (17) 沖縄市消防本部
- (18) うるま市消防本部
- (19) 金武地区消防衛生組合
- (20) 東部消防組合消防本部
- (21) 那覇港管理組合
- (22) 那覇水先区水先人会
- (23) 株式会社 那覇タグサービス
- (24) 全日本空輸(株) 沖縄空港支店
- (25) 日本航空(株) 沖縄空港所

- (26) (株) JALスカイ那覇
- (27) (株) エアー沖縄
- (28) (株) グランドシステム沖縄
- (29) 沖縄エアポートサービス (株)
- (30) 那覇検疫所
- (31) 那覇検疫所那覇空港検疫所支所
- (32) 那覇検疫所石垣出張所

合計 32 機関 (検疫所含む) 57 名

5 訓練写真



対策本部対応協議



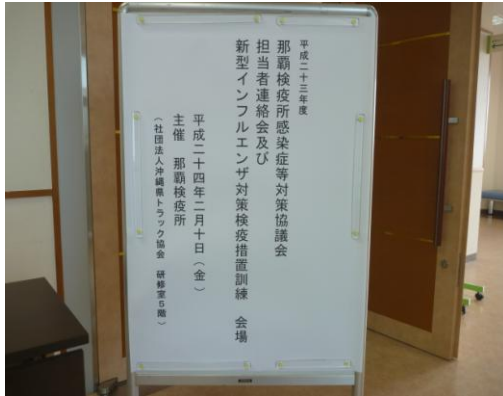
関係機関へ情報提供



関係機関へ情報提供の送信



情報提供後の確認



会場案内板



訓練会場



訓練会場
(5階研修室)



那覇検疫所長
(訓練開催挨拶)



訓練概要説明 (検疫係長)



那覇検疫所長 (訓練開始宣言)
検疫官 A 検疫措置開始報告
(検疫官 A 対策本部へ 検疫第一報)
(対策本部 検疫第一報受理)



医師、問診・診察



医師、問診・診察



看護師、検疫官 A へ診察結果報告
(対策本部への報告と指示について)
(検疫第二報)



検疫官 A 対策本部長へ診察結果報告と
今後の対応について確認、対策本部長
検体の採取と搬送準備を指示
(対策本部 検疫第二報受理)
(対策本部 検疫官 A へ対策本部指示 1)



検疫官 A、看護師へ対策本部長指示 1
検体の採取と搬送準備を連絡
(検疫官 A 対策本部指示 1 受理)



看護師、医師へ対策本部指示 1 を報告



医師、疑い患者へ検体の採取と
隔離措置 の説明と同意を得る



看護師、検体採取準備



医師、疑い患者から検体採取



看護師、検体を受け取り検体の梱包



看護師、検体梱包完了



看護師、検疫官 B へ検体の受け渡し



検疫官 B、検疫官 C へ検体の受け渡し



検疫官 C、対策本部へ検体輸送開始報告
 (検疫第三報)
 (対策本部 検疫第三報受理)



看護師疑い患者の搬送準備
 (サージカルガウン)



医師・看護師、疑い患者の搬送準備
 (DIF フード)



搬送準備完了



検疫官 A、看護師へ対策本部からの指示 2
 を連絡
 (疑い患者の受け入れ準備完了)
 (対策本部、検疫官 A へ対策本部指示 2)



疑い患者の搬送開始
 (医師・看護師・検疫官 B)



疑い患者を車椅子へ収容
 (看護師・検疫官 B)



検疫官 B、車椅子収容準備



看護師・検疫官 B、疑い患者を搬送
 車両へ収容



看護師・検疫官 B
 疑い患者を搬送車両へ収容完了



検疫官 B、対策本部へ搬送開始
 を報告、医師・看護師・検疫官 B
 車庫長、搬送開始

(検疫第四報)

(対策本部 検疫第四報受理)



消毒班消毒準備
 検疫官 D・E・F



消毒班消毒準備
 (清潔区域確保)



搬送車両到着消毒準備検疫官 D
 対策本部へ消毒開始を報告
 (検疫第五報対策本部 検疫第五報受理)



搬送車両到着消毒準備



搬送車両より車椅子を下ろし
 消毒準備



消毒開始 (車内後部全面)
 検疫官 D 実施者
 検疫官 E 補助者
 検疫官 F 確認者



消毒開始（車内後部全面）

検疫官 D 実施者

検疫官 E 補助者

検疫官 F 確認者



消毒開始（車内中部全面）

検疫官 D 確認者

検疫官 E 補助者

検疫官 F 実施者



消毒開始（車椅子の消毒）

検疫官 D 実施者

検疫官 E 補助者



消毒開始（車椅子の消毒）

検疫官 D 実施者（消毒終了報告）

検疫官 E 補助者

（検疫第六報 対策本部検疫第六報受理）



訓練出席者・評価者見学風景

内部評価者（那覇検疫所）

外部評価者（南部保健所）



訓練出席者見学風景



防護服脱衣準備完了
検疫官 D 実施者
検疫官 E 介助者



防護服脱衣の開始
(消毒後二層目手袋の脱衣)



二層目手袋脱衣・消毒



介助者によるサージカルガウンの脱衣



サージカルガウン脱衣・消毒



ゴーグルの脱衣・消毒



つなぎ防護服の脱衣



介助者により脱衣



つなぎ防護服の脱衣
(丸めながら脱衣)



つなぎ防護服の脱衣
(長靴ごと脱衣)



一層目手袋の脱衣
(丸めながら脱衣)



一層目手袋脱衣後消毒、脱衣終了



検疫官 A、検疫措置終了を対策本部長へ報告（検疫第七報）



対策本部長（訓練終了宣言）
（対策本部 検疫第七報受理）



質疑応答（司会 試験検査室長）



質 疑



柏樹所長（応答）



質疑応答風景
（閉会）